

# 令和2年度 令和新時代創造県民運動推進補助金（若者チャレンジ型）募集要項

令和2年7月2日改定

※名称を「若者活動支援型」から「若者チャレンジ型」に変更しました。（制度内容の変更はありません。）

## 1 趣 旨

令和新時代におけるトトリの新しい活力を創造し、一層拡充するため、新たに、令和新時代を担う若者（申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者をいう。以下同じ。）を主体とした地域づくり活動を支援する「令和新時代創造県民運動推進補助金（若者チャレンジ型）」（以下「本補助金という。」）の交付を希望する団体を募集します。

補助金の交付を希望する場合は、まず「事前エントリーシート」を作成して、各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

### 【対象となる活動】

次のような事業を主体的に行うことにより地域の活性化を図る活動

- 地域資源を活かしたまちづくりを図る事業
- 伝統・文化の保存や活用を図る事業
- 自然環境や景観保全を図る事業
- 安心・安全な地域づくりを図る事業
- 福祉・健康づくりを促進する事業
- 地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業 など

### 【対象とならない活動】

- 単なる文化講演会、音楽鑑賞会、スポーツイベント等の事業
- 県外のみで実施する事業

## 2 募集期間及び補助対象期間

下表のとおり1～2次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりません。また、同期間内であっても、申請書に記載のない事業は補助対象となりませんので注意してください。

募集区分	募集（事前エントリーシート受付）期間	補助対象となる事業期間
1次募集	受付を終了しました。	
2次募集	令和2年8月7日（金）から9月14日（月）まで	令和2年11月1日から 令和3年3月31日まで

（注）「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備（例：チラシ作成等）、精算業務の全体を指します。一年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。

## 3 補助金の概要及び採択予定件数

対象事業	補助限度額	補助率	採択予定件数
若者による地域活性化のための新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの	15万円	10/10	15件程度 1次：10程度 2次：5程度

（注）同一年度内に一団体が補助金を受けられる取組の件数は1件です。

## 4 補助対象経費及び対象団体の要件

### （1）補助対象経費

事業を実施する上で必要な経費とします。対象外としている経費のほか、審査の結果、部分的に補助が認められない場合があります。（新型コロナウイルス感染症対策経費も補助対象経費ですので、詳しくは（3）イを確認してください。）

#### ア．対象経費の例

項目	例
報償費	講師、アドバイザー等の謝金（旅費と合わせて補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします）
旅費	講師、アドバイザー等の旅費（報償費と合わせて補助限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします）
需用費	消耗品費 用紙・封筒・文具類等の購入費、主たる事業（料理教室の開催等）に係る食材費
	食糧費 講師のお茶、昼食代
	燃料費 イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料
	印刷製本費 参加者募集のチラシ等の作成費
光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等 （領収書上、経常的な経費（「イ．対象外経費の例」 a を参照）と区別が困難なものは対象外）

役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等
	広告料	参加者募集の広告費
	手数料	振込手数料、高速道路料金（利用日時、目的地、目的業務の記録を要する）
	保険料	ボランティア保険料
委託費（※）	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した経費（団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、団体の構成員を講師等として支払う報償費、旅費と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とします）	
使用料及び賃借料	会場使用料、イベントのためのレンタカー代	
原材料費	苗木・花苗（単に配布、販売を行う場合を除く）、自身で施設整備する場合の木材、セメント等の購入費	

（注）委託費については、原則として、県内事業者への発注を要件とします。県外事業者へ発注をする際は事前に理由書の提出を求めます。（その他の経費についても、県内事業者への発注に努めてください）

#### イ. 対象外経費の例

- a. 経常的な経費（団体の運営に係る家賃、電話代、光熱水費、ガソリン代など。また、経常的な経費と補助事業に係る支出が明確に区分できない経費も含む。）
- b. 食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く。なお、団体内部の者のみで消費する会議茶菓、食事は認めない。）
- c. 人件費（団体職員・構成員への報酬・給料、アルバイト賃金、共済費）
- d. 工事請負費
- e. 備品購入費（1件の金額が5万円以上の物品の購入）。
- f. その他、交付対象経費として不適当と認められる経費

#### （2）対象団体の要件

ア. 鳥取県内に居住する、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となって構成されている団体。（法人格の有無を問わない。）

イ. 以下の項目に該当する個人又は団体ではないこと

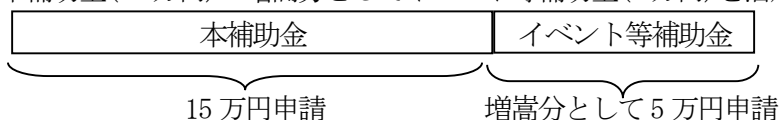
- a. 県の他の補助金、交付金等を当該補助事業（今回申請する事業）のために受け入れている、又は受け入れる予定である。ただし、補助限度額を超える場合において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために併用できる県の他の補助金又は交付金（鳥取型「新しい生活様式」に即したイベント等開催支援事業補助金。以下「イベント等補助金」という。）を受け入れてその増嵩分を補填する事業については対象となります。
- b. 国、他の地方公共団体又は団体等からの補助金、交付金、助成金等を、当該補助事業（今回応募する事業）のために本補助金の額を超えて受け入れている、又は受け入れる予定である
- c. 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている
- d. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある
- e. 団体として実態のないもの

#### （3）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため県の他の補助金等と併用する場合の活用例及び補助対象経費

本補助金の補助限度額を超える場合、その増嵩分としてイベント等補助金を活用することができます。イベント等補助金の概要は別紙のとおりですので、参照してください。

#### ア. 活用（併用）例

本補助金(15万円)の増嵩分としてイベント等補助金(5万円)を活用（併用）



#### イ. 新型コロナウイルス感染症対策への補助対象経費

本補助金及びイベント等補助金の新型コロナウイルス感染症対策への補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえて県が定めた「緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言する「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して開催するために新たに必要となる経費及び増額となる経費で次に掲げるもの（原則として、備品購入費及び個人が「新しい生活様式」を実践するための日用品（例：マスク）の購入費を除く。ただし、備品購入費にあつては、借上

よりも購入による方が安価である場合に限り、これを含む。)

a. 開催場所の変更等に要する経費

(例) ・大規模な会場への変更に伴う会場借上料等の増額分 (使用料)

・屋内開催から屋外開催への変更に伴う日除けテント (消耗品費)、その他の仮設に係る借上料 (使用料) 等

b. 参加者・観客の削減等への代替手法等に要する経費

(例) ・インターネット等を介した映像中継、映像配信等に要する機材借上料 (使用料)、業務委託料金 (委託料) 等

c. 参加者・観客等の開催会場での感染拡大防止対策等に要する経費

(例) ・衝立、透明シート等の設置に必要な資材、受付等で使用する消毒用アルコールの購入費 (消耗品費) 等

・発熱者スクリーニングのためのサーモグラフィー等の機材借上料 (使用料) 等

・参加者の歩行経路や待機間隔等の表示に必要な資材の購入費 (消耗品費) 等

d. 高齢者、障がい者等が安心して参加するために要する経費

(例) ・高齢者や障がい者の適切な誘導等に必要な介助者の増員配置等に必要となる費用 (報償費、役務費等)

e. 上記 a. から d. のほか「新たな生活様式」に即した開催方法への変更に要する経費として必要と認められるもの

#### (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた留意事項

ア. 事業の実施にあたっては、政府又は県の新型コロナウイルス感染症特設サイトや報道機関等による最新の情報を注視し、各種要請や留意事項等を厳守の上、要請等に応じた中止、延期又は規模縮小等 (以下「中止等」という。) の対応を行うこと。

・政府 (首相官邸) ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

・鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

イ. 事業計画書には、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府又は県から催物 (イベント等) の開催制限等の要請があれば、要請に従い、開催の中止、延期又は規模縮小等の対応を行う」ことを記載すること。

ウ. イベント等の開催の中止等に伴う経費の取扱い

(ア) 政府又は県からイベント等の開催制限等の要請に伴い、開催の中止等をした場合の取扱いは、次のとおりとする。

・あらかじめ準備が必要な経費については補助対象とする。(例: 広報費、会場のキャンセル料等)

・イベント等開催日の直前に準備可能な経費は対象外とする。ただし、開催日直前に政府又は県から中止等の要請があった場合は、補助対象とする。(例: イベント等の当日に使用する原材料・消耗品に係る経費等)

(イ) 政府又は県からの要請を伴わない自己都合による中止等に係る経費は、申請者の負担とする。

#### (5) その他留意事項

ア. 申請者が未成年の場合、申請者の法定代理人による同意書 (交付要綱様式第3号) を申請書に添付して提出してください。

イ. 申請者が未成年の場合、補助金は法定代理人に支払います。この場合、法定代理人は会計責任者として、申請書の「会計責任者連絡先」欄に法定代理人の連絡先を記載してください。

ただし、会計責任を学校の課外活動の顧問等が担う場合は、補助金の受領を顧問等に委任できるものとし (委任状が必要)、申請書の「会計責任者連絡先」欄に顧問等の連絡先を記載してください。

ウ. 「担当者連絡先」欄は、申請書の内容についての問い合わせや相談に対応いただくとともに、活動をフォローしていただける成人の方のお名前と、平日・日中に連絡がとれる連絡先を記入してください。

エ. 採択された事業の概要等については、広くインターネット等で公表します。申請のあった事業については、事業名及び事業概要等を市町村に情報提供します。

オ. 補助団体等に決定した場合は、広報の際に「令和新時代創造県民運動」の一環として実施することを積極的にPRしてください。補助事業で作成するチラシ、ポスター等の印刷物には、「令和新時代創造県民運動」のロゴマークを必ず表示してください。(ロゴマークは、県民参画協働課のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。)

カ. 本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務及び、それに伴う組織内の議決等の承認手続きが全て終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続き及び事業総括を行い、実績報告をするよう努めてください。

キ. イベント等補助金を受け入れた場合、実績報告の際にはイベント等補助金に係る実績報告書の写しも添付し

てください。

ク. 実施事業に係る効果検証や課題把握のため、事業実施団体には事業終了後にアンケートにご協力いただきます。

ケ. 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守してください。関係法令等の例については、以下を参考としてください。

#### 【関係法令等の例】

事業の内容	関係法令等
食品の製造・販売を行う、店舗を開設する	食品衛生法・鳥取県食品衛生条例：営業許可申請等
イベントで露店を開設する等、一時的に飲食を提供する	県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
道路に看板やのぼり等を設置する	道路法：道路占用許可申請等
道路上で祭りやマラソン競技等のイベントを実施する	道路交通法：道路使用許可申請等
子どもの保育、一時預かり等の事業を行う	児童福祉法：届出保育施設等事業開始届出等
火気を取り扱う露店を出店する	火災予防条例：露店等の開設届出書、県生活環境部長通知：営業類似行為開設届等
人を宿泊させて料金を取り、旅館に類似した事業を行う	旅館業法・鳥取県旅館業法施行条例：営業許可申請等
集合住宅や民家の空き部屋等を活用し、民泊、農泊を行う	住宅宿泊事業法：住宅宿泊事業を営む旨の届出等
料金を取り、ツアーや宿泊等旅行に類似した事業を行う	旅行業法：新規登録申請等
廃棄物の収集や運搬、リサイクル（食品や木屑なども含む）等に類似した事業を行う	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：（特別）産業廃棄物運搬業許可申請等
薬・健康器具・化粧品等一定の効能をうたった商品を製造・販売する	薬事法：医薬品・医薬部外品・化粧品及び医療機器承認・許可関係FD申請等
屋外に看板や広告を設置する	鳥取県屋外広告物条例：提出計画、許可申請等
森林や砂防林等の立木を伐採する	森林法：伐採及び伐採後の造林の届出等
自然公園内に工作物を設置する、土砂や植物を採取する	自然公園法：許可申請等
音楽・小説・漫画等、著作権の存在するものを利用する	著作権法：著作権利用許諾申請等

## 5 応募及び審査

### (1) 事前エントリーシートの提出

ア. 応募しようと思う方は、まず募集（事前エントリーシート受付）期間に、事前エントリーシートに必要な事項を記入し、各総合事務所等最寄りの窓口に提出してください。書類の提出方法は、持参、電子メール又は郵送とします。

イ. 提出いただいた方から順次内容の確認及びアドバイス等をします。

**※募集（事前エントリーシート受付）期間最終日の午後5時までには必着のこと。**

#### 【提出書類】

ア 事前エントリーシート

イ 事業計画を立案した際の会議の記録（事業計画の立案にあたり、若者の意見をどう反映したか分かるもの。メモでも可。）

### (2) 応募書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び交付要綱に基づく各様式については、県民参画協働課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方は、県民参画協働課または各総合事務所等最寄りの窓口にご相談ください。

### (3) 審査について

各募集期間終了後に審査会を開催し、審査員の協議により補助団体を決定します。イベント等補助金と併用する場合も同様です。

ア. 審査会の開催時期

2次募集分の審査会 … 令和2年10月中旬（予定）

イ. 実施方法

(1)の提出書類による書面審査

ウ. 審査基準

「地域性」、「公益性」、「計画の実現性」、「新規・拡充性」、「地域への愛着」等の観点に重点を置いて審査します。

エ. その他

県の施策に連動した取組で喫緊に対応することが有効な場合、「2 募集期間、及び補助対象期間」の定めに限らず審査を行う場合があります。

#### (4) 申請

(3) の審査により補助団体に決定した団体は、別に指定する日までに申請書を各総合事務所等最寄りの窓口に提出してください。書類の提出方法は、持参又は郵送とします。

#### 【提出書類】

- ア 交付申請書
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 団体規約（規約がない場合は、団体の活動目的、活動概要がわかるチラシ・パンフレット、年間計画等）
- オ 構成員名簿（主要な構成員（10名以内）の氏名及び事業において果たす役割に係るもの。※生徒・学生は学校名及び学年、10歳から25歳までの者は年齢を併記してください。）
- カ その他申請事業の参考となる資料

## 6 窓口・問合せ先

### ○鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

（ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>）

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7248／ファクシミリ 0857-26-8112／電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

### ○地域づくり推進部東部地域振興事務所 住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市立川町6丁目176

電話 0857-20-3659／ファクシミリ 0857-20-3656／電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

### ○中部総合事務所中部振興課 住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町2

電話 0858-23-3177／ファクシミリ 0858-23-3425／電子メール chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

### ○西部総合事務所西部振興課 住所 〒683-0054 米子市糀町一丁目160

電話 0859-31-9606／ファクシミリ 0859-31-9639／電子メール seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp

### ○日野振興センター地域振興課 住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1

電話 0859-72-2081／ファクシミリ 0859-72-2072／電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

【別紙】鳥取型「新しい生活様式」に即したイベント等開催事業補助金 概要

1 目的	従来、一定の場所に多数の参加者・観客が集合する開催方法によっていたイベント、スポーツ大会、講演会、研修会等（以下「イベント等」という。）について、参加者・観客の低密度化のための対策など、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して開催する場合に、当該対策に必要な経費の一部を助成するとともに、対策の事例を広く県民に情報提供し、鳥取型「新しい生活様式」に即したイベント等の開催方法の普及促進を図る。
2 補助対象事業	県民を対象に、一定の場所に多数の参加者・観客等を集めるイベント、スポーツ大会、講演会及び研修会等であって、新型コロナウイルス感染症予防に配慮する鳥取型「新しい生活様式」に即して県内で開催するもの。
3 補助対象者	イベント等主催者で次のいずれかの者 ①県内に在住する個人 ②県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体（地方公共団体を除く。） ③県内に本店（本社）を置く事業者（個人事業者を含む。）
4 補助対象経費	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえて県が定めた「緊急事態宣言解除後の外出自粛、イベント開催制限等の緩和方針」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が提言する「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して開催するために新たに必要となる経費及び増額となる経費で次に掲げるもの（原則として、備品購入費及び個人が「新しい生活様式」を実践するための日用品（例：マスク）の購入費を除く。ただし、備品購入費にあつては、借上よりも購入による方が安価である場合に限り、これを含む。）。 ①開催場所の変更等に要する経費 （例） ・大規模な会場への変更に伴う会場借上料等の増額分 ・屋内開催から屋外開催への変更に伴う日除けテントその他の仮設に係る借上料等 ②参加者・観客の削減等への代替手法等に要する経費 （例） ・インターネット等を介した映像中継、映像配信等に要する機材借上料、業務委託料金等 ③参加者・観客等の開催会場での感染拡大防止対策等に要する経費 （例） ・衝立、透明シート等の設置に必要な資材、受付等で使用する消毒用アルコールの購入費等 ・発熱者スクリーニングのためのサーモグラフィ等の機材借上料等 ・参加者の歩行経路や待機間隔等の表示に必要な資材の購入費等 ④高齢者、障がい者等が安心して参加するために要する経費 （例） ・高齢者や障がい者の適切な誘導等に必要な介助者の増員配置等に必要費用 ⑤上記①から④のほか「新たな生活様式」に即した開催方法への変更に要する経費として必要と認められるもの
5 補助率	10/10
6 補助上限額	500千円
7 補助要件	(1) イベント等は、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 ア. 地域の活性化や県民活力の向上を目的とした事業であること。 イ. 宗教活動、政治活動でないこと。 ウ. 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。 エ. 概ね50名以上の参加が見込まれるものであること。 オ. 参加費が無料又は1,000円以下であり、かつ収益を目的としないこと （参加費が1,000円を超えるもののうち、収益を目的としないこと等、当該イベントの開催内容、過去の開催実績その他の事情を勘案し、地域づくり推進部長が特に地域の活性化及び県民活力向上に資すると認めるものを含む。）。 カ. 特定の地域の住民の参加・観覧に供されるものではなく、広く県民に開かれたものであること（スポーツ大会にあつては、県大会又はそれに相当するものであること。）。 (2) 映像中継、映像配信等を行う場合は、広く県民が無料で視聴可能とし、多くの人が視聴できるよう努めること。 (3) 本補助金の交付申請は各申請者につき1回限りであること。 (4) 本補助事業について、本補助金のほか、国、県又は市町村の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等と本補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がないこと。 (5) イベント等は、令和2年5月25日以降に実施され、令和3年3月15日までに完了されるものであること。
8 窓口・問合せ先	鳥取県地域づくり推進部中山間地域政策課 （ホームページ： <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashishien/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kurashishien/</a> ） 住所：〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話：0857-26-7129, 7390 / ファクシミリ 0857-26-8107 / 電子メール：chusan-chiikiseisaku@pref.tottori.lg.jp